

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（11月28日現在）

【ポイント】

- 保健省日報によれば、アルゼンチン国内では1,413,375名（昨日から6,098名増）の累計感染者数、うち38,322名の累計死亡者数（昨日から106名増）、1,242,877名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした強制隔離等措置は、27日（金）、フェルナンデス大統領より12月20日（日）まで延長される旨、発表されました（具体的な措置については、今後公布される必要緊急大統領令（DNU）で明らかになります）。
- 外国人が国内移動する場合に、大使館から発出されていた領事レターは不要になりましたが、これから出国される方におかれましては、当館までご連絡いただきますようお願いいたします。また、在留届を提出済みの方におかれましては、帰国・転出届の提出をお願いいたします。
- アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、事前に来館される時間を当館と調整していただきますよう、ご協力を宜しくお願いいたします。

【本文】

1 保健省日報によれば、アルゼンチン国内では1,413,375名（昨日から6,098名増）の累計感染者数、うち38,322名の累計死亡者数（昨日から106名増）、1,242,877名の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離及び強制距離措置の延長に係る大統領発表

（1）27日夕刻、フェルナンデス大統領は、ビデオメッセージを通じ、現状11月29日までとなっている強制隔離及び強制距離措置を3週間延長して、12月20日までとする旨、発表しました（注：16回目の延長。具体的な措置については、今後公布される必要緊急大統領令（DNU）を通じて規定）。

（2）同大統領は、全国的な新規感染者数の減少傾向に触れた上で、11月30日以降は、国土の殆どで強制距離措置が適用され、強制隔離措置が適用されるのはバリローチェ市（リオ・ネグロ州）及びプエルト・デセアド市（サンタ・クルス州）のみになると述べました。

3 ブエノスアイレス市の発表

27日、ブエノスアイレス市は、30日以降に再開される活動について発表しました。主なものは以下のとおりです。詳細は、以下の同市HP（スペイン語）をご参照ください。

<https://www.buenosaires.gov.ar/noticias/las-nuevas-medidas>

- （1）夏期補習授業（来年1月）
- （2）ブエノスアイレス市主催サマーキャンプ（来年1月）
- （3）外国人観光客、亜国人観光客の受け入れ
- （4）飲食店営業の規制緩和
- ・午前3時までの営業（これまでは午前1時）

- ・屋外席での1テーブルあたり8人までの着席（これまでは4人）
- （5）宗教行事の規制緩和
- ・市政府の宗教局及び保健省が各宗教施設の収容人数上限を設定。
- （6）文化イベント
- ・参加人数500人までの屋外イベントの開催。ただし、1人あたり4平米の面積の確保、及び参加者数が収容能力の30%以下であることが必要。
- （7）民営の屋外市
- （8）ドライブイン式イベント
- （9）住宅の屋外スペースでの20人までの会合（これまでは10人まで）

4 出国される皆様へ（当館へのご連絡と帰国・転出届提出のお願い）

外国人（含む、日本人）が国内移動する場合に、大使館から発出されていた「移動のためのレター（領事レター）」は不要になりましたが、これから出国される方におかれましても、事前に当館までご連絡いただきますようお願いいたします（連絡先末尾）。

また、企業関係者など長期滞在された方のうち、在留届を提出済みの方におかれましては、出国にあわせて帰国・転出届の提出をお願いいたします。同手続きは、以下のオンライン在留届にて行えます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

（ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。）

5 当館領事班窓口にご来館の皆様へ（事前連絡についてのお願い）

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に最大限努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、是非とも事前にご連絡をいただき来館される時間を当館と調整していただいた上でご来館いただきますよう、何卒ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、本件事前連絡は当館領事班代表メール（conbsas@bn.mofa.go.jp）又は当館領事班代表電話（011-4318-8220）にて対応させていただきます。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）